

小金井市保健福祉総合計画（障害者計画・障害福祉計画）策定のための

## アンケート調査 ご協力をお願い

（市民向け）

市民の皆様には日ごろから福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

小金井市では、保健福祉に関する施策の総合的な推進を図るため、小金井市保健福祉総合計画を策定しています。保健福祉総合計画の中の一つに、障がい福祉施策の一層の充実を図るための、「障害者計画・障害福祉計画」があります。

このアンケート調査は、保健福祉総合計画の中の障害者計画・障害福祉計画改定のための調査で、無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人を対象に実施します。皆様のご意見、ご提言を広くお聞きし、計画改定に反映していきたいと考えております。

また、このアンケート調査に際しましてはプライバシーの保護に万全を期しておりますので、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年12月

小金井市長 西岡 真一郎

### ご記入にあたってのお願い

- この調査票には、**お名前・ご住所をご記入しないでください。**
- ご記入は、ご本人にお願いいたします。ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族の方などがご本人のお考えをお聞きのうち、またはご意向をくみ取ったうえで、代理でご記入をお願いいたします。
- お答えは、あてはまる回答の**番号に○**をつけてください。○の数は、それぞれの質問の指示に従ってください。
- 「その他」に○をつけられた方は、（ ）内に具体的にその内容をご記入ください。
- なお、本調査の結果は統計的に処理いたしますので、お答えいただいた方にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。思いのままをお答えいただきますようお願い申し上げます。
- ご記入いただいた調査票は、**12月22日（木）**までに、同封の封筒に入れて（切手を貼らずに）投函してください。ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

### 【調査に関するお問い合わせ先】

小金井市 福祉保健部 自立生活支援課

〒184-8504 小金井市本町6-6-3

電話：042-387-9848 FAX：042-384-2524

## A あなた自身について

### F 1 あなたの性別はどちらですか。(1つに○)

1. 男性  2. 女性

「3. そのほか」を入れるか？  
この設問 (F 2) 自体を外すことも可能か？

### F 2 あなたの年齢 (平成 28 年 12 月 1 日現在) は次のどれですか。(1つに○)

- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| 1. 18～19 歳 | 6. 40～44 歳  | 11. 65～69 歳 |
| 2. 20～24 歳 | 7. 45～49 歳  | 12. 70～74 歳 |
| 3. 25～29 歳 | 8. 50～54 歳  | 13. 75～79 歳 |
| 4. 30～34 歳 | 9. 55～59 歳  | 14. 80 歳以上  |
| 5. 35～39 歳 | 10. 60～64 歳 |             |

### F 3 あなたはどちらにお住まいですか。(1つに○)

また、丁目を〔 〕内にご記入ください。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1. 東 町 〔 〕丁目 | 7. 本 町 〔 〕丁目   |
| 2. 梶野町 〔 〕丁目 | 8. 桜 町 〔 〕丁目   |
| 3. 関野町 〔 〕丁目 | 9. 貫井北町 〔 〕丁目  |
| 4. 緑 町 〔 〕丁目 | 10. 貫井南町 〔 〕丁目 |
| 5. 中 町 〔 〕丁目 | 11. その他        |
| 6. 前原町 〔 〕丁目 |                |

### F 4 あなたの主な職業は何ですか。(1つに○)

- |                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| 1. 自営業                               | 4. 家事専業    |
| 2. 正規雇用 (正社員など)                      | 5. 学生      |
| 3. 非正規雇用 (契約社員、嘱託社員、<br>パート、アルバイトなど) | 6. 無職      |
|                                      | 7. その他 ( ) |

### F 5 あなたの住居形態はどれにあたりますか。(1つに○)

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 持ち家 (一戸建て) | 5. 公営住宅    |
| 2. 持ち家 (集合住宅) | 6. 社宅・寮・官舎 |
| 3. 賃貸 (一戸建て)  | 7. その他 ( ) |
| 4. 賃貸 (集合住宅)  |            |

### F 6 あなたの家族構成はどのようになっていますか。(1つに○)

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1. ひとり暮らし      | 4. 三世代世帯 (親と子と孫) |
| 2. 夫婦のみ        | 5. その他 ( )       |
| 3. 二世代世帯 (親と子) |                  |



## C 福祉に対する関心について

**問4 あなたは、障がい者等に関する法制度や活動をご存じですか。**

(①から⑩についてそれぞれ1つに○)

	いよく 知って	い少し 知って	言葉が ある 聞いた	知らない
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">                     選択肢に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年10月施行）」を追加する。                 </div>				
① 障害者週間 <sup>※1</sup> （毎年12月3日～9日）	1	2	3	4
② 障害者権利条約 <sup>※2</sup>	1	2	3	4
③ 障害者差別解消法 <sup>※3</sup> （平成28年4月施行）	1	2	3	4
④ 障害者虐待防止法 <sup>※4</sup> （平成24年10月施行）	1	2	3	4
⑤ 成年後見制度 <sup>※5</sup>	1	2	3	4
⑥ ヘルプカード <sup>※6</sup>	1	2	3	4
⑦ ヘルプマーク <sup>※7</sup>	1	2	3	4
⑧ 小金井市児童発達支援センター <sup>※8</sup>	1	2	3	4
⑨ 小金井市地域自立支援協議会 <sup>※9</sup>	1	2	3	4
⑩ 避難行動要支援者名簿 <sup>※10</sup>	1	2	3	4

**用語の解説**

- ※1 障がいや障がいのある人に対する国民の関心、理解を深めるための啓発・広報活動を行っています。
- ※2 障がいを理由とする差別の禁止や、障がいのある人が障がいのない人と同じように暮らすための様々な施策を包括的に定めた条約で、2006年に国連において採択され、わが国では2014年に批准しています。
- ※3 行政機関等や民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止しています。また、障がいのある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことを義務付けています。
- ※4 障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などが定められています。
- ※5 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利と財産を守る制度です。具体的には次のような支援があります。
  - ・障がい福祉サービスの利用や入院など医療に関する手続きの支援
  - ・預貯金の引き出しなど日常生活における金銭管理や財産管理の支援
- ※6 援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。また、「ヘルプ手帳」はヘルプカードに書ききれない情報等を記入することでヘルプカード補うためのものです。
- ※7 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。
- ※8 18歳未満のお子さまとご家族を対象に、地域で安心して暮らせるよう、子どもと家族を支えることを基本に、気づきから専門的な支援にいたるまでさまざまなニーズに答える支援を行っています。また、各関係機関をつなぐ専門的支援も行っています。
- ※9 障害者総合支援法によって設置を規定された委員会、保健、医療、福祉、労働、教育の各分野が協力し、行政主導ではなく、官民協働により、定期的に協議をする場です。
- ※10 災害時に一人で避難することが困難で、支援が必要な方をあらかじめ市に登録し、本人同意のもと、市の関係部署、警察、消防等と情報を共有する名簿のことです。



**問5 あなたは、障がいのある人の福祉について関心をお持ちですか。(1つに○)**

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 非常に関心がある  | 4. あまり関心がない |
| 2. ある程度関心がある | 5. 全く関心がない  |
| 3. どちらともいえない |             |

## D 障がいのある人とのふれあいについて

**問6 あなたのまわりに、日常的に交流をしている障がいのある人はいますか。(いくつでも○)**

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. 近所にいる    | 4. 家族や親族にいる |
| 2. 職場や学校にいる | 5. いない      |
| 3. 友人や知人にいる |             |

**問7 障がいのある人、ない人相互の交流活動や催し、あるいはボランティア活動が地域で行われていますが、あなたは、そのような活動に参加したことがありますか。(1つに○)**

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. 参加したことがある | 2. 参加したことがない |
|--------------|--------------|

**問8 あなたは、今後、どのような交流活動や催し、あるいはボランティア活動に参加したいと思いますか。(いくつでも○)**

- |                                |
|--------------------------------|
| 1. 身近にいる障がいのある人に対して、積極的に手助けをする |
| 2. 障がい者施設でボランティア活動をする          |
| 3. 地域のボランティア活動に参加する            |
| 4. 障がいのある人々のための募金をする           |
| 5. 障がいのある人々が必要とする場所の提供や物の援助を行う |
| 6. 障がいのある人が働いているお店等を利用する       |
| 7. その他 ( )                     |
| 8. わからない                       |

**問9 あなたは、障がい者等に対してどのようにお考えですか。**

(①から⑤についてそれぞれ1つに○)

	る十分 と理 う解 して い	て一定 るの と理 思解 うをし	など いち らと もい え	てあ い なり い理 と解 思を うし	な全 いと 理解 うして い
① 身体障がい	1	2	3	4	5
② 知的障がい	1	2	3	4	5
③ 精神障がい	1	2	3	4	5
④ 発達障がい	1	2	3	4	5
⑤ 高次脳機能障がい	1	2	3	4	5

問 10 あなたご自身は、障がいのある人と一緒に仕事をするということについてどう思いますか。(1つに○)

1. 一緒に仕事をしたい
2. どちらかといえば一緒に仕事をしたい
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば一緒に仕事をしたくない
5. 一緒に仕事をしたくない

問 11 障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり、保育を受けることについて、あなたの考えに一番近いものはどれですか。(1つに○)

1. 障がいの有無に関わらず、できるだけ一緒に過ごせるのがよい
2. 障がいの状況や程度に合わせて、専門的な保育や教育を受けるほうがよい
3. その他 ( )
4. わからない

問 12 小金井市で障がいのある人も、ない人もみんな一緒に暮らしていくためには、どのようなことが必要だと思えますか。具体的にお書きください。

## E 障がい者施策について

問 13 あなたは、障がいのある人の身の回りの支援は、主として誰が担うのがよいと思いますか。(1つに○)

1. できるだけ家族が中心になって支援するのがよい
2. できるだけ行政が中心になって支援するのがよい
3. 行政や家族も含めた地域社会全体で支援するのがよい
4. 事業所などのサービス提供者
5. わからない

問 14 平成 28 年 4 月 1 日に「障害者差別解消法」が施行されました。様々な場面で「合理的配慮」\*が求められるようになっていきます。あなたが考える、障がい者に対する配慮とはどのようなことですか。思いつくことをお書きください。

問 14 の設問の 2 文目に、「～また、平成 30 年 10 月 1 日に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が施行され、令和 4 年 4 月 1 日に改正されました。～」を追加する。

\*障がいのある人が困っている時、その人の障がいにあった必要な工夫ややり方を伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応すること。

**問 15 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。(5つまで○)**

1. 何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実
2. 視覚・聴覚などの障がいの特性に配慮した情報提供の充実
3. 在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実
4. リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備
5. 重度の障がいがある人のための入所施設の整備
6. 一人ひとりの個性を生かした保育や教育内容の充実
7. 職業訓練の充実や働く場所の確保
8. 障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実
9. 様々なボランティア活動の育成
10. 障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実
11. 差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実
12. 障がいのある人の権利を守るための制度の充実
13. 災害のときの避難誘導體制の整備
14. 公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保
15. 公共交通や道路、公共施設等のバリアフリー化
16. その他 ( )

**問 16 小金井市では、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の実現をめざしています。あなたは、小金井市は「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」だと思いますか。(1つに○)**

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない

**ご意見、ご提案などがありましたら、自由にお書きください。**

以下の設問を追加する。  
問17 どのような理解啓発活動が必要であると思いますか。  
(例) 常設で作品展示や物品販売ができる場所の設置が必要である。

**ご協力ありがとうございました。**

**12月22日(木)までに調査票を投函してください。**